平成２２年（フ）第９１１号
千葉市若葉区加曽利町979番地101
債務者　星野　幸代
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２０号
千葉県船橋市藤原３丁目35番１―915号
債務者　池田久美子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２１号
千葉県市川市南八幡５丁目12番８―101号　弘陽マンション
債務者　鈴木　達男
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３４号
千葉県市原市能満325番地１クレストヒルズ101
債務者　大平　みき
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３６号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区２棟208号
債務者　島田　信一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３７号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区２棟208号
債務者　島田　千穂（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４２号
千葉県船橋市宮本２丁目２番１―205号、申立時の住所千葉県船橋市駿河台２丁目32番５号
債務者　玉城　智美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５８号
千葉市中央区星久喜町270番地
債務者　木村　知悌
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１０号
名古屋市中村区下中村町１丁目54番地　第三都築寮２Ｂ号
債務者　野中　時子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１１号
名古屋市中村区下中村町１丁目54番地　第三都築寮２Ｂ号
債務者　野中　弘
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６２号
愛知県尾張旭市南原山町赤土306番地２　サンマンションアトレ三郷駅前1305号
債務者　石田慎太郎
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０９２号
名古屋市昭和区川名町３丁目22番地　丹羽荘１号
債務者　城殿　賢二
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９７号
名古屋市中村区亀島２丁目31番10号　グランドゥール501号
債務者　近藤　洋二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８５号
兵庫県加古川市西神吉町岸522番地の１　サザンスクエア加古川301号、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区長町１丁目80番地３武本ビル503
債務者　松本　幸和
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９３号
兵庫県高砂市高砂町船頭町1305番地の１
債務者　白石　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０２号
兵庫県姫路市安富町塩野146番地５
債務者　志水　修
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１１号
兵庫県姫路市新在家４丁目４番２―301号朝日生命新在家社宅、従前の住所広島県広島市中区宝町９番34―403号
債務者　川副　優子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部